

ワーキング ヴォイス

NO. 2

2009年4月15日

前回は連合愛媛の杉本事務局長さんから「県内の雇用情勢」と、「国や自治体に求める政策・取り組み」についてご意見を頂きました。今回は引き続き「雇用問題に関する連合愛媛の取り組み」についてお話を伺っていますので、紹介させて頂きます。

連合愛媛 杉本事務局長に聞く

1. 連合愛媛としての「雇用政策」に関する考え方は…

(1) 連合愛媛の取り組み

連合愛媛は、一昨年の定期大会(2007年11月)で「すべての働く者の連帯で、ともに働き暮らす社会をつくろう」を合言葉にしています。特に三人に一人と増大した『非正規雇用労働者』に焦点を当てた運動の重点取り組みを確認し、昨年中(2008年)に『非正規労働センター』と『外国人労働問題相談所』を開設しました。

組織内には「派遣法」「外国人研修・実習生制度」の学習を深め、組織外には常設の「なんでも労働相談ダイヤル」に加え、外国人、非正規労働者に特化した相談ダイヤルの開設を2008年で4回、2009年で2回実施しました。加えて、街頭へ出ての出張相談所を設置するなどし、多くの相談に対処しています。

さらに、県下各地で街頭活動を行い、広く県民に訴えたり、行政や経営者団体への要請行動も行いました。直近の「派遣切り」された労働者等の雇用確保について、下記のような要請を行いました。

1) 行政に対しては

- ・可能な限り非常勤等での雇用を行うこと。
- ・失業と同時に住居を失った労働者の住居の確保についての対応を強化すること。

2) 経営者団体に対し

- ・新たな採用が見込まれる企業については、中途採用を前倒しするなどして「派遣切り」された労働者等の雇用拡大に努めてもらいたい。
- ・新たな採用の情報については早急にハローワークに提供願いたい。
- ・ハローワークに提供した情報については、連合に提供願いたい。

（2）労働者派遣法見直しに関する連合愛媛の考え方

格差問題を引き起こした大きな原因の一つが「労働者派遣法の行き過ぎた緩和」にあると思います。連合愛媛は法律の見直しに関し、制度の枠組みとして「あるべき方向」と「当面の対応」に分けて提案しています。

あるべき方向

1985年の創設当時の専門的な業務に限定した

ポジティブリスト方式とする

常用型派遣を基本とした制度とする

労働者派遣事業として認める業務（政令で定める）は、業務の専門性、雇用管理の特殊性を考慮した業務で、法施行当初の適用対象業務は、ソフトウェア開発、事務用機器操作、通訳、翻訳、速記等の13業務であった。

当面の対応

一般業務（自由化業務）については、登録型派遣を禁止する

専門26業務については、今日的に見て高度に専門的な業務か否かとの観点から見直しを行う

一般労働者派遣事業（登録型派遣）の許可要件の厳格化等を行う

そして、具体的には下記の点の改正を求めていきます。

日雇い派遣	日雇い派遣は禁止
直接雇用みなし規定	無許可・無届事業者、許可基準を満たしていない事業者からの受け入れ、派遣先が特定行為を行って派遣労働者を受け入れた場合、偽装請負、禁止業務への派遣の場合は、派遣先での期間の定めのない直接雇用とみなす
均等・均衡待遇	派遣労働者の賃金を含めた均等待遇
その他	労働者派遣をめぐる労使関係ルールの確立 労働者派遣事業適正運営協力員制度を活用した事業者のチェック体制の強化

（3）フリーター対策、失業者・貧困者の自立支援対策について

フリーターなどの若年労働者対策は、既存のジョブカフェや各所職業訓練施設などと連携を取りながら、今まで以上に支援していく予定です。また、大学生はもとより高校生に対する「勤労観・就業観の醸成教育」を実施したいと考えています。

失業者・貧困者の自立支援については、「反貧困ネットワーク」や「路上生活者支援団体」などのNPOの皆さんと更なる連携をとっていきたいと考えています。

2. 「雇用と就労・自立支援のためのカンパ活動」について

連合愛媛は、連合全体で取り組む雇用創出や職業能力開発など就労・自立支援のための緊急カンパ活動に取り組むこととしました。

二回にわたり日本労働組合総連合会愛媛県連合会、杉本宗之事務局長さんのコメントの内容を掲載させて頂きました。 ありがとうございました。

今回のワーキングヴォイスでは、愛媛県労働者福祉協議会が2008年の9月に実施した労働者意識調査「労働者の仕事と暮らしについて」の自由意見の中から労働者の方の率直な意見を取り上げてみました。

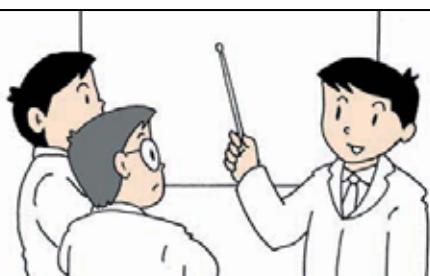


現在の少子化の要因の一つには収入＜支出の構図が挙げられると思う。共働きをする必要があり、とりわけパート・派遣等、非正規雇用に対する保障は少なく低所得者に対する支援拡大の必要性を強く感じる。

(男性 32歳)

年収が伸び悩んでいるのに年金・保険・税金の掛け率が増加している。非正規社員の増大など年収がへり生活苦が生じている。年金も60歳でもらえるよう、国の税金や制度を改善して欲しい。国會議員など役に立たないものはやめさせたらいいと思う。国民の目線で政治改革を行って欲しい。

(男性 37歳)



最近は賃金の格差があまりにも大きすぎると思います。普通に仕事をしても暮らしに余裕のない人の割合が多すぎる。老後の不安が大きい。年金支給額が将来に渡って維持できるのかどうか？

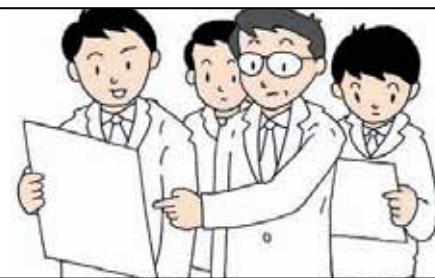
(男性 56歳)

4大を卒業しても田舎では正規職がなかなかない為、若者がリターンして来ない現状があります。又、雇用形態の変化で正規社員が減少し生活するための収入が得られない現状である。正規社員のワークシェアリング化と、フレックスタイム勤務の導入、終身雇用+年功（能力給的な考え方も少し加味した）給与を基にした職場の和になれば若者も未来を見ることができるのかな！と思います。

(女性 48歳)

少子化問題を真剣に考える必要があると思う。サラリーマンの給与が伸び悩む中、子供を作りたくてもそれに耐えられる生活能力（育てる能力）がないと無理。もっと子育て支援サービスを拡大する必要があると思う。とりあえず、小学生卒業するくらいまでは・・・（希望は義務教育の間）。年金問題に関しても早くどうにかしてほしい。将来、きちんと貰えるかどうか不安である。

(男性 36歳)



成果主義の考え方で、年功賃金や終身雇用もない状況では収入も減ることはあっても増えていくめどが無い。これではゆとりのある生活をしようとしても出来ない。よって景気が今後良くなることも無く、このまま推移していくと思う。仕事も暮らしもまず皆が求めているものは第一に安心だと思う。安心が無い所に安らぎとゆとりは生まれない。

(男性 44歳)



女性が働く場合、収入を重視すれば家庭生活に負担がかかり生活面を重視すれば勤務時間を減らすなどの対処をしていかなければなりません。又、晩婚化が進み、子育てが一段落した年齢では再就職が見つからないという現状があります。在宅でも可能な仕事を出来るようになる為、スキルアップにつながる資格取得などに対し、バックアップをして欲しいと思います。

(女性 39歳)

ご案内

貧困と多重債務を考える四国研究交流会

5月23、24日の2日間にわたって「貧困と多重債務を考える四国研究交流会」が愛媛大学で開催されます。

今回の研究会では“貧困、多重債務、労働、生活再建、依存症問題など”的諸問題について総合的に考えるきっかけになるよう構成されています。

貧困や多重債務などの相談を受けておられる皆様や被害者の方々に集まつていただき情報を交換し、四国の現状を把握していくとともに解決に向けての学習の機会となるよう、また貧困や多重債務者の救済のための地域の様々な皆様とのネットワーク構築にむけての交流の場となるようにしています。是非、みなさまのご参加をお待ちしています。参加についての申し込み・お問い合わせは愛媛県労働者福祉協議会までお願い致します。

<p>日 時 平成 21 年 5 月 23 日(土)・ 24 日(日)</p> <p>場 所 : 愛媛大学 愛媛県松山市</p> <p>参 加 費 : 一般 無料</p>
<p>5月 23 日(土)</p> <p>午後 1 時～</p> <p>シンポジュウム 「多重債務と依存症」 体験報告</p> <p>ギャンブル依存の家族の会より 記念講演：大谷大学 滝口直子教授</p> <p>午後 3 時 30 分～午後 5 時 30 分 分科会</p> <p>第1分科会：依存症問題について 第2分科会：四国の反貧困運動 第3分科会：債務整理の実務 第4分科会：生活立て直しに 向けて(被害交流)</p> <p>午前 9 時～12 時</p> <p>シンポジュウム「貧困と労働」 ・地域からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここまで使える連続講座 (生活保護法／労働基準法／ セーフティネット貸付) <p>申込／問い合わせ</p> <p>愛媛県労働者福祉協議会 TEL 089 946 2296 FAX 089 947 5616</p>

就職活動をお手伝いします！！

国と県の雇用対策を密接に連携させて緊急的に就職支援を行う「**愛媛県地域共同就職支援センター**」が3月3日（火）アイテムえひめに設置されました。

このセンターでは、愛媛県の雇用促進の中核施設です。国が行う職業相談・職業紹介や県が行う生活・就労相談等の各種事業を一体的に実施しておりますので、お気軽におこし下さい。

場 所 〒791-8057
松山市大可賀2丁目1-28
アイテムえひめ3階
電 話 089-946-8023
FAX 089-953-5177
ホーメージ <http://ehime-tkssc.go.jp/>



愛媛県委託事業（平成21年度労働者の声発信事業）

発行 社団法人 愛媛県労働者福祉協議会

〒790-0066 松山市宮田町125番地 愛媛県労福協会館 3階

TEL. 089-946-2296 FAX 089-947-5616

メールアドレス e-roufuku@leo.e-catv.ne.jp